

○羽島市スポーツ推進審議会条例

平成23年12月21日

条例第16号

改正 令和3年12月23日条例第47号

羽島市スポーツ振興審議会条例(平成13年羽島市条例第8号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、羽島市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及び市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は10人以内とし、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。ただし、委員任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働部スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の羽島市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定により任命された羽島市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第5条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

附 則（令和3年12月23日条例第47号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。